

大規模災害復興法に基づく災害復旧工事の権限代行および直轄事業の実施について(2月1日決定箇所)

- 港湾
- 空港
- 海岸
- 地すべり(代行箇所)
- 地すべり(直轄事業)
- (1/23権限代行等決定)



珠州市正院町～宝立町
 ・宝立正院海岸
 ・飯田港海岸
 (・鞆鯛漁港海岸(農水省))

